

# 令和8年度 御前崎市 介護用品（紙おむつ等）購入費助成事業

この事業は、在宅で介護されているご家族を応援するものです。紙おむつなどの経済的負担に対して、介護用品助成券を発行します。

## ●対象者

本人・ご家族ともに御前崎市に住所のある方で、以下のいずれかに該当する 65 歳以上の方を在宅で介護しているご家族です。

- 1 要介護1～5の認定を受けている方のうち、常に紙おむつ等を使用していて介護認定調査票の「排尿、排便」項目について一部介助又は全介助に該当する方(担当ケアマネジャーへ該当しているか確認下さい)
- 2 介護認定を受けていない方で、高齢者支援課の職員が訪問し、支給要件を満たしていると確認した方。

※以下の方は対象となりません。

- ① 被介護者世帯及び介護者家族世帯で市税等滞納のある方(申請後、課税状況の審査を行います)。
- ② 施設入所中や入院中の方。

## ●提出書類

- 1 介護用品購入助成券交付申請書

申請書は、担当ケアマネジャー（いない場合は高齢者支援課の職員）の確認（署名）が必要となります。

- 2 転入された方のみ※令和8年1月1日現在、当市に住民登録のなかった方

令和8年1月1日現在、住民登録していた市区町村で発行した所得課税証明書（世帯全員分）

## ●申請場所

高齢者支援課又は地域包括支援センターおまえぎき ※郵送での申請は受け付けておりません。

## ●申請期間

令和8年4月1日～令和9年3月15日

## ●助成額

受給資格があると認定した方へ、1枚2,000円の助成券を申請月に応じて、下記の表の額を郵送で交付します。

## ●使用方法

- 1 利用可能店舗で、購入の際提出ください。

※おつりはできません（助成券と共に同封する利用可能店舗一覧をご覧ください）

- 2 助成券を使って購入できる介護用品は、紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、おしり拭きに限りません。



## ●注意事項

- 1 助成券の利用期限は令和9年3月31日です。

- 2 〇入所や入院、〇要介護1～5以外の認定になった、〇市外へ転出した場合は、助成券を申請窓口へ返却下さい。また、返却せず使用した場合は全額返還が生じます。

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
非課税世帯	48,000円	44,000円	40,000円	36,000円	32,000円	28,000円
課税世帯	24,000円	22,000円	20,000円	18,000円	16,000円	14,000円
申請月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
非課税世帯	24,000円	20,000円	16,000円	12,000円	8,000円	4,000円
課税世帯	12,000円	10,000円	8,000円	6,000円	4,000円	2,000円

年度によって、助成対象者・助成額が変更となる場合があります。市からのお知らせなどをご覧ください。



問い合わせ先  
御前崎市役所 高齢者支援課  
電話：0537-85-1118